

有効期間10年(令和18年12月31日まで)

令和8年1月9日

各部長・参事官
各所属長様

警察本部長
(生活安全総務課)

広島県警察「減らそう犯罪」推進要綱の制定について(通達)

本県では、平成15年に「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例を施行し、警察のみならず県民・事業者・行政等多様な主体が一体となって犯罪の起こりにくいまちづくりを進める「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動に取り組んでいる。

県警察における「減らそう犯罪」運動の効果的な推進のため、別添のとおり「広島県警察「減らそう犯罪」推進要綱」を定め、令和8年1月9日から施行することとしたので、部下職員に周知するとともに、効果的な施策の推進に努められたい。

本件担当 総合対策係
警 電 

別添

広島県警察「減らそう犯罪」推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動（以下「本運動」という。）の推進に当たり、県警察として取り組むべき方向性、推進体制等について、基本的な事項を定めるものとする。

第2 県警察における推進方針

「安全安心なまちづくり」と「安全安心をもたらす警察活動」を両輪とする本運動の基本的方向を踏まえ、県民・事業者・行政等多様な主体と連携・協働し、県民の安全を確保するとともに、安心感の向上に資する取組を重点的に進め、本運動の更なる発展を図る。

1 安全安心なまちづくり

(1) 意識づくり

一人一人の防犯意識と規範意識を高め、県民自らが危険を察知し回避できる「犯罪抵抗力」の向上を図る。

(2) 地域づくり

地域で暮らす人々が互いに見守り、支え合う「見守り機能」を再生・強化し、地域における「犯罪抑止力」の向上を図る。

(3) 環境づくり

犯罪防止に配慮した施設の整備等を進め、犯罪に遭わない、起こさせない「犯罪予防力（防犯性）」に優れた生活環境を創出する。

2 安全安心をもたらす警察活動

犯罪の発生を未然に防ぐとともに、犯罪行為に対する厳正で迅速・的確な対応を図ることにより、治安基盤を強化するための施策を推進する。

第3 推進体制

1 広島県警察「減らそう犯罪」推進委員会等の設置

(1) 委員会

ア 設置

警察本部に、広島県警察「減らそう犯罪」推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、その構成は別表1のとおりとする。

イ 任務

委員会は、犯罪抑止及び検挙対策（以下「犯罪抑止等対策」という。）に関する基本的な方針、推進事項等を審議し総合的かつ戦略的な施策を決定する。

ウ 運営

(ア) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。

(イ) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(2) 幹事会

ア 設置

委員会に広島県警察「減らそう犯罪」推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置き、その構成は別表2のとおりとする。

イ 任務

幹事会は、委員会の決定・指示等の下、犯罪抑止等対策の推進状況の報告、部門間の連携等具体的な推進事項等の協議及び推進上の問題点の検討を行う。

ウ 運営

(ア) 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事を主宰する。

(イ) 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

(3) 作業部会

ア 設置

幹事会に広島県警察「減らそう犯罪」推進作業部会（以下「作業部会」という。）を置き、その構成は別表3のとおりとする。

イ 任務

作業部会は、委員会及び幹事会の決定等に基づき、犯罪抑止等対策の推進状況、問題点等細部事項を検討し、具体的対策等に関する委員会の施策決定について、これを補佐する。

ウ 運営

(ア) 部会長は、必要に応じて作業部会を招集し、議事を主宰する。

(イ) 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し、作業部会への出席を求めることができる。

(4) 庶務

委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、生活安全部生活安全総務課において処理する。

2 減らそう犯罪情報官

県警察における本運動の推進に当たり、減らそう犯罪情報官（以下「情報官」という。）の任務は次のとおりとする。

- (1) 犯罪抑止等対策に係る情報発信の全般的な企画、推進及び連絡調整に関すること。
- (2) 県民の視点に立った情報発信を行うための犯罪情報の集約、分析に関すること。
- (3) 県民に対する犯罪情報の提供に関すること。
- (4) 県民からの犯罪情報等の収集に関すること。
- (5) 警察署に対する指導に関すること。
- (6) 県民の関心の高まり具合の確認に関すること。

3 警察署「減らそう犯罪」推進本部

(1) 設置

警察署に警察署「減らそう犯罪」推進本部（以下「署推進本部」という。）を置く。

(2) 任務

署推進本部は、警察署における本運動の推進施策を総合調整し、犯罪抑止等対策を効果的に推進する。

(3) 構成及び運営

署推進本部は、警察署長を長とする挙署一体となった体制とし、その構成及び運営は警察署長が定める。

(4) 犯罪抑止等対策の計画策定及び検証

署推進本部は、地域の実情に即した効果的な犯罪抑止等対策を講じるため、警察署実施計画を策定した上、計画に従って対策を推進し、一定の期間ごとにその効果を検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。

第4 推進上の留意事項

1 取組の結果検証

各種取組の推進に当たっては、その成果及び課題について検証し、これを次の計画策定に反映させ、より効果的な取組となるよう努めること。

2 犯罪情報等の共有・分析及び積極的な発信

(1) 犯罪情報等の共有・分析

犯罪抑止等対策を効果的に推進するため、犯罪の発生状況、手口その他犯罪の抑止に必要な情報について、部門間の共有を推進した上でこれを分析し、犯罪抑止等対策及び基本計画・実施計画の策定等に活用すること。

(2) 情報発信

分析結果により得られた情報については、県民をはじめ、事業者、防犯ボランティア、行政等に対して積極的に発信することにより、防犯意識の醸成及び自主防犯行動の促進を図ること。

3 その他

(1) 本部員及び各警察署長は、随時、各種対策の推進状況等につき、生活安全部生活安全総務課を通じて警察本部長に報告すること。

(2) 犯罪抑止等対策に係る各種取組の成果について、必要の都度、賞揚を行う。

別表 1

広島県警察「減らそう犯罪」推進委員会の構成

委員長	警察本部長
副委員長	生活安全部長
委員	総務部長 警務部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長 首席監察官 警察学校長

別表 2

広島県警察「減らそう犯罪」推進幹事会の構成

幹事長	生活安全部長
副幹事長	生活安全総務課長
幹事	総務課長 警務課長 地域課長 刑事総務課長 交通企画課長 公安課長

別表 3

広島県警察「減らそう犯罪」推進作業部会の構成

部会長	生活安全総務課長
副部会長	生活安全総務課管理官 減らそう犯罪情報官
部会員	総務課調査官（課長補佐） 警務課課長補佐（企画） 生活安全総務課課長補佐（企画） 地域課課長補佐（企画） 刑事総務課課長補佐（企画） 交通企画課課長補佐（企画） 公安課課長補佐（企画）